

平成30年12月

# 新川広域圏事務組合議会12月定例会会議録

平成30年12月25日開会

平成30年12月25日閉会

新川広域圏事務組合

平成30年12月25日 魚津市役所 第1委員会室において開く

## 議事日程

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 議案第4号及び議案第5号について  
(理事長提案理由説明)
- 第7 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第8 議案第5号について  
(採決)
- 第9 議案第4号について  
(総務広域常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第10 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

## 本日の出席議員 (13人)

1番	浜田泰友君	2番	石倉彰君
3番	関口雅治君	4番	寺崎孝洋君
5番	木島信秋君	6番	伊東景治君
7番	辻泰久君	8番	新村文幸君
9番	佐藤一仁君	10番	松澤孝浩君
11番	元島正隆君	12番	加藤好進君
13番	西岡良則君		

## 説明のため出席した者

理事長	村椿晃君	副理事長	大野久芳君
副理事長	笹島春人君	副理事長	笹原靖直君

会計管理者	吉 崎	敏 君	事務局長	前 田	俊 彦 君
総務課長	森 田	薫 君	業務課長	草	育 男 君
エコぽ〜と 所 長	尾 山	茂 君	宮沢清掃センター兼クリーンぽ〜と 所 長	立 野	宏 君

**職務のため出席した者**

魚津市企画政策課長	赤 坂	光 俊 君
黒部市企画政策課長	島 田	恭 宏 君
入善町参事・企画財政課長	竹 島	秀 浩 君
朝日町企画調整課長	小 川	洋 道 君
総務係長	森	義 雄 君
総務課主任	河 崎	拓 也 君

午前10時 開会

### 「開会宣告」

○副議長（佐藤一仁君） 本日、12月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は定足数であります。

これより、平成30年新川広域圏事務組合議会12月定例会を開会いたします。

現在、議長は不在となっておりますので、副議長の私が議長の職務を行います。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

### 「議事日程報告」

○副議長（佐藤一仁君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

### 「議席の指定」

○副議長（佐藤一仁君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

先に行われました朝日町議会、黒部市議会での組合議会議員選挙の結果、新たに当選されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、加藤好進君は12番、西岡良則君は13番、木島信秋君は5番、伊東景治君は6番、辻泰久君は7番、新村文幸君は8番に指定いたします。

### 「議長選挙」

○副議長（佐藤一仁君） 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤一仁君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、本職より指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤一仁君） 御異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定いたしました。

議長に、辻泰久君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、辻泰久君を議長の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤一仁君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました辻泰久君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました辻泰久君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選された旨、告知をいたします。

議長に当選されました辻泰久君からごあいさつがあります。

○議長（辻泰久君） おはようございます。ただいま新川広域圏議会の議長に指名推薦ということで御指名をいただきまして本当にありがとうございます。2度目の組合議会の議長ということになります。皆さん方と大いに議論を交わして、新川広域圏が良い方向に進むようにやりたいと、このように思っておりますので、皆様方の御協力をよろしく願います。どうかよろしく願います。

○副議長（佐藤一仁君） それでは、ここで議長と交替をいたします。大変長い間議長席に座らせていただきまして、どうもありがとうございました。では辻議長お願いいたします。

#### 「議席の指定」

○議長（辻泰久君） 日程第3 議席の指定を行います。

この度、朝日町議会より選出されました、加藤好進君、西岡良則君、黒部市議会より選出されました木島信秋君、伊東景治君、辻泰久、新村文幸君の議席は、先ほど副議長において指定されました仮議席を議席といたします。

#### 「会議録署名議員の指名」

○議長（辻泰久君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、6番 伊東景治君、

12番 加藤好進君の兩名を指名いたします。

#### 「会期の決定」

○議長（辻泰久君） 日程第5 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日と定めたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたします。

#### 「議案第4号及び議案第5号」

○議長（辻泰久君） 日程第6 本会議に付議されております議案第4号及び議案第5号を一括議題といたします。

#### 「提案理由説明」

○議長（辻泰久君） 提案者の説明を求めます。

理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） おはようございます。本日ここに、新川広域圏事務組合議会12月定例会が開催されるにあたりまして、本年の主要事業の経過について申し上げますとともに、今議会に提案をいたしました議案について、その概要を説明申し上げます。

はじめに、昨年度から2か年の継続事業で進めておりました「宮沢清掃センタービニール・プラ類専用ライン増設工事」が本年9月21日に完成をいたしました。このビニール・プラスチック類の処理方法の変更により、火災事故の抜本的な対策が講じられたと考えております。また、これまでよりも効率的な処理が可能となりましたことから、電気使用料の削減が期待されるところでございます。これからも、引き続き適正な管理を行い、安全で安心できる施設管理に努めて参りたいと考えております。

それでは、本定例会に提出いたしました議案について御説明いたします。

議案第4号 平成30年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ403万1千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,833,744,000円といたしたいのであります。

今回の補正の主なものは、平成29年度繰越金5,782万円計上のほか、準用しており

ます魚津市の条例改正に合わせた給与改定と8月末での退職者1名に係る人件費で613万9千円、宮沢清掃センターの修繕計画見直しによる経費で336万6千円をそれぞれ減額としましたが、エコぽ～との電気料金増額に伴う経費で415万3千円、ごみ指定袋の購入枚数の増加に係る経費で766万6千円などをそれぞれ増額として計上した結果、403万1千円の増額となりました。この財源は使用料及び手数料、繰越金を充当することとし、分担金は減額することにいたしております。

続きまして、債務負担行為の設定についてであります。本年度契約満了を向かえます西部・東部斎場火葬委託業務の平成31年度から新たな3ヶ年の委託業務、平成31年度単年度のエコぽ～とごみ処理委託業務、同じく平成31年度実施予定である宮沢清掃センター供給フィーダ等修繕、同じく平成31年度に使用のごみ指定袋約940万枚の購入費、計4件の債務負担行為を設定いたしたいのであります。

次に議案第5号 新川広域圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。議会選出の監査委員 西岡良則氏が平成30年8月28日をもって任期が満了したため、後任に朝日町宮崎1234番地 加藤好進氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提出しました議案の説明といたします。何卒慎重御審議のうえ、議決をいただきますようお願い申し上げます。

#### 「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（辻泰久君） 日程第7 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑に入ります。発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。当局からそれに対する答弁を求めます。2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） どうもおはようございます。平成30年12月新川広域圏議会において質問をいたします。本定例会に提出のあった新川広域圏ごみ焼却場、通称エコぽ～との民営化についてであります。地方自治法及び公共サービス改革法では公共サービス全般を見直し民間業者の創意工夫を反映し良質なサービスを実現することを理念としており、国は、民間ができることは民間に任せるべきとしているわけであります。民間事業者の移行を推進しているのですが、対象となる物や施設によっては移行することが必ずしも優位に働くとは限らないのではないかと思うのであります。民間委託を推進することは当然メリットもデメリットも伴うものであり十分に精査されているのか、また、職員に対する再任用などについてのお考えをお聞きしたく5つの項目について質問

をいたします。

まず、民間委託をした場合のメリット、デメリットについてであります。メリットについては人件費等経費の削減と人材不足を補うことが大きな理由になっておりますが実際にそのようなことになるのか先に民間委託をした宮沢清掃センターの件も検証しなければならないと思うのであります。また、デメリットについては一番の懸念材料は民間企業との間に取り交わされた契約が当初と更新時では大幅に条件や金額変更を飲まざるを得ない事態が想定されるのであります。そのような事態が起きたときの対応策についてお考えをお聞きかせいただきたいと思っております。宮沢清掃センターの委託について検証されているのであれば反省すべきことがないのか、それをどのように対処するのかについてもお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、契約期間の終了に伴う再契約時の懸念についてお伺いをいたします。契約期間満了に伴う再契約時の広域圏が求める条件や金額と大きく異なる場合、契約が成立しないことも考えられるのであります。そのようなときに結局、相手の要求を飲まざるを得ない状況が想定されるのであります。なぜなら、職員不足の状況で運営が困難であるからであります。それは即ち値上げに繋がることを意味しておりますし、要求されれば広域圏が負担することにならざるを得ないのではないかと。いったん民間委託をしてしまえばなかなか元には戻らないことになるのではないかと、こういうことに対する見解を求めます。

次に、これらの問題を解決するために参考にするため先に民間委託が行われた宮沢清掃センターの応札参加数と契約金額の推移についてお伺いをいたします。宮沢清掃センターでは過去3回の契約及び契約更新が行われていますが応札に参加した会社は何者あったのか。応札会社が少なければ公平で確かな入札が行われたことにならないのではないかと思うのであります。またその後、再契約が取り交わされておりますが契約金額の推移と理由について答弁をお願いいたします。

次に、職員の採用と再任用の考えについてお伺いをいたします。新川広域圏事務組合において平成20年から今年までの11年間に4人の事務職員が採用されましたが現場職である運転業務従事者は平成8年を最後に採用がありません。平成20年以降、定年退職した職員は18名おり、この11年で14名の職員が減少していることとなりますが、その間に退職した職員の再任用された人数は何人いたのか。中には再任用を希望しながら予算措置をしなかったことから退職した職員もいると聞いておりますが、実際のところどう

なっているのか。もしそのようなことがあるとすれば、それぞれに家庭や生活があり、そうしたことをどのように考えておられるのか。また、今後の再任用に対する考えもお聞かせをいただきたいと思います。

次に、再任用者を雇用した場合と民間委託をした場合との委託料の違いについてであります。先にも述べたとおり委託した場合の公平な入札や、契約更新時における金額高騰の問題、応札できなかった場合の対応、何よりも職員の再任用の問題など多くの問題を抱えていると思うことから民間委託に最も適さない事案と考えるが、具体的に再任用者を活用した場合における運営費と民間委託料の違いなど示していただきたいと思います。以上であります。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 石倉議員の御質問にお答えをいたします。5点あったわけですが、順番にお答えをいたします。

まず1点目、民間委託のメリット、デメリットに関連して契約更新時に大幅な条件変更や金額変更を飲まざるを得ないことが想定されるのではないかという御指摘がございましたが、契約変更時における相手方の選定につきましては条件付き一般競争入札を行うということにしておりますので、一方的に不利な条件での契約更新になるというふうなことは通常ないのではないかと。また、これまでの宮沢清掃センターでの委託導入についての検証をやるべきではないかということですが、宮沢清掃センターの委託業務に関しましてはこれまで人件費等で約1,200万円の経費削減をしております。また、実際の業務の運営状況でございますけれども、適正な業務が行われ、従事する社員につきましても、地元の若い社員も採用され積極的に業務に当たっているというふう聞いておきまして、委託業務そのものは特段の問題は生じていないというふうには伺っているところであります。

2点目の契約業者が契約期間満了後、再契約に応じない、そういった可能性があるのではないかという御指摘がございました。これにつきまして、今ほども申し上げましたけれども契約更新時におきましては、これまで宮沢清掃センターやクリーンぽ～との更新時におきまして、条件付き一般競争入札という形で実施をしております。適正な競争条件のもと、相手が選ばれるということで今後も同様に行ってまいりたいと考えている次第でございます。その際、社会情勢に応じました適正な予算額を確保しつつ、業務内

容のしっかりとした見直し、検証、そういうふうなことを行いながら設計額を立てていくことが重要であるというふうに思っておりますので、そういった点に気を付けていきたいというふうに思っております。いったん民間委託してしまうと元に戻れないのではないかとの御指摘がございました。人材の確保など、やはり困難な問題がありますので、委託をした後の直営ということになりますと、その分の人材をどうやって育てていくかということが、やはり大きな課題になるというふうに思います。その際に職員の採用ということが伴ってまいりますと、人件費が膨らむなど、一定の経費は必要となるわけでございますけれども、ただ直営に戻すことが不可能ということではないというふうに思っております。いろんな課題はありますけれども、戻すこと自体は可能でございます。

3点目に、宮沢清掃センターの応札時における参加者数が何者あったのかと、さらに当初からの契約金額はどうであったのかというお尋ねでございました。宮沢清掃センターの最初、平成26年度は単年度の契約という形で、ごみ処理業務委託に係る業者選定を公募型プロポーザルの方式で実施をいたしました。4業者から参加表明があり、選考の結果、総合得点の高かった2者が当組合の要求を十分履行できるものというふうに判断をし、そのうち見積価格の低い業者と、3,045万6千円の単年度契約を締結いたしております。それに続く平成27年度から29年度までの3年間の契約につきましては、当初の業務に更に布団断裁業務、スプレー缶処理業務、また、ダンプ車等のリース料金、この3つを増やす仕様としまして、設計ベースで単年度で約360万円を追加し、株式会社日本管財環境サービスとこの3年間ににつきましては随意契約という形で総額1億76万4千円、1年当たり直しますと3,358万8千円の契約を締結したものでございます。また、それに続きます今年度から3か年の契約更新につきましては、人件費上昇相当額と新設処理施設で使用するタイヤショベルリース料金、この2つを増やす仕様といたしまして、単年度で約400万円を追加した設計とし、この3年間ににつきましては条件付き一般競争入札を実施をしたわけでございます。応札業者が株式会社日本管財環境サービスの1者のみということでございます。3か年の総額1億1,178万円、1年度あたりの金額に直しますと3,726万円で契約を締結したわけでございます。

4点目の職員の採用と再任用について、お答えをいたします。当広域圏におきまして、これまで再任用をした職員は、1名のみとなっております。平成27年度に定年退職され、28年度から今年度まで3か年任用をしております。その他に、再任用を希望された職員はおられませんでした。定年退職予定者に対しましては、事前に職員の御意向をお聞き

し、再任用希望者の人件費を計上してきているところでございます。したがって、御指摘のあった、予算措置をしなかったから退職をしたという職員はおられないというふうに認識をしているところでございます。また、今後の運用についてお答えをいたします。定年退職職員の再任用は十分な経験を有した人材を活用できる制度であると認識をしております。ただし、現在広域圏では50歳以上の職員が全体数の6割を超えていますので、その運用につきましてはごみ処理業務という特性を鑑みまして、加齢による身体機能低下のため業務遂行への支障が発生しないかですとか、再任用制度は最長5年の有期雇用であります事を踏まえ、人事や組織の活力維持なども考慮し、検討してまいりたいと考えております。

5点目、最後に再任用者を雇用した場合と民間委託した場合の違いについてのお尋ねでございました。本定例会において、エコぼ～との業務委託に係る債務負担行為の設定についてお願いをしているところでございますが、その内容につきましては、再任用を希望されない定年退職予定者2名と臨時職員2名、併せて4名で1班分の業務を委託するという内容を含んでいるわけでありまして、現在おられる再任用職員につきましては、ご本人が希望されれば来年度も任用することとしたいと考えております。また、再来年度以降につきましては、来年度、理事会で業務実績を踏まえ検討を行いまして、施設の運営方法について方向を決めてまいることにしております。その際は、経費の効果の点も含め、あるいは安定した施設の継続的な運用、こういったことが最も大事だと思っておりますので、そういった両面を含めて慎重に協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻泰久君） 2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） 順次、再質問をしていきたいと思っております。まず初めに申し上げておきますが、OBの方とか退職者の何名かに私、お会いして来ております。それで、こういうことを聞く、言うということは、それなりに私は調べて来たつもりでございます。それで、そのことをまず大前提に置いていただきたいと思います。まず、メリット、デメリットのことについて民間企業のノウハウを活用するとか、あるいはその運営費の削減ということが民間委託に対する利点ということになるわけでありまして、1つは半年もの研修期間が必要になることは民間企業のノウハウなのだろうかという素朴な疑問があります。それから、経営運営という視点で見ると、委託を受けた業者がシルバー人材センターの雇用をしているということも現実としてあるわけでありまして、ちょっと言

い方は適切ではないかもしれませんが、要するに雇用費用を右から左ということに企業は果たしてするのかということも含めて疑問になるということがあります。これは例えばピンハネがあったとしてもルール違反ではないと思います。企業努力から言うとルール違反ではない。しかし、そんなことで安くなっていくのだろうかということ非常に懸念をいたします。それだったら、再任用者を雇用していれば良いかと。経験、ベテラン、現場を熟知しているということも含めて再任用者を雇用していれば良いのではないかと思います、理事長はどう思われますか。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） お答えをいたします。まずは前段の方の業者の適正な経費の話につきましては我々執行部の方は常に経費の算定において、中身の検証をやっているかなければならないと思っております。単に業者から出てくるものをそのまま鵜呑みにするのではなくて、経費分析なりをしっかりとやっっていかなければならないとまず思っております。後段の方の議員御指摘の再任用職員の活用という点については私も同じ様に思っております。経験をしっかりと生かしていただいて、施設の安定運営に尽力していただくというふうなことは非常に効果的なことであると思っております。

○議長（辻泰久君） 2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） 宮沢清掃センターの民間委託の成果報告書というのを先週の金曜日でしたか頂きました。これを見てちょっとびっくりしたのはですね、火災のことが全く出ていなかったわけです。触れられていませんでした。出火原因が多分不明であるということと言われるだろうと思いますが、私に言わせれば、委託業者が守るべきことを怠ったと。そのことが出火、もしくは大きな火災に繋がったということが一番の原因ではないかと私は思っています。それで、委託先の過失責任ということになるのではないかと。そのことについて報告書では何も触れていませんが、これは最初に出てくるべき、懸念すべき大きな事案であるというふうに私は思ってこれを見ました。それで、民間委託業者が火災に対する因果関係をはっきりしないからだということで、もし報告書に記載をしなかったとすれば、これは実際に今までも小さなスプレー缶の爆発で発火したりという事案が過去にたくさんありましたよね。ありませんでしたか。5件も6件も火災とまではいなくても発火をしたり爆発をしたりということがあったわけですよ。そのことが民間業者であったということで、もし守られていなかったことが前提だとすれば、これはコンプライアンスの重視という点からも守られていないのではないかとこの点

を懸念するわけであります。このことについてどう思われますか。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 御指摘のとおり、業務を委託する中でその施設の安全確保、あるいはこういった事項の内容については当然その中でしっかりと対応についてあるはずなのですが、今回の報告の中にその点がないということについてはお詫びを申し上げたいと思います。

○議長（辻泰久君） 2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） ではですね、このことについては1つの懸念材料として私は提起しておきたいというふうに思っておりますが、次に2番目の契約期間終了に伴う再契約について、私が実はお聞きしたかったのは対応策なわけであります。この質問は1者のみの応札であったということに、その考え方を確認するということと、契約の不成立になる事態を考えられるということを質問したわけであります。実際、今年の3度目は1者しか応札に応じておりません。これは正しい入札なのか、入札の形態として良い形態なのかということをもまずどう思われるか再度確認させてください。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 所定の業務仕様で先ほどお話をした条件付き一般競争入札という形で広く募集をした結果として1者ということになりました。けれども、手続き自体においては、正しいものであるというふうに認識をしております。

○議長（辻泰久君） 2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） 私は官から民へということ、あるいは財政や労働力不足という問題、これは行政改革の流れであります。また、民間業者に対する経済の活性化を促すためにも方向性は正しいと思っております。そのことを全く私は否定をするつもりはありません。しかし、一方では更新時期になっても特定の業者しか応募がない。公共サービスの質的改善でありますとか持続性確保ということには全く繋がらない。こういう事例がほかにも幾つもあるんですよ、全国を調べると。給食の問題であったり、いろいろな問題が公共に入った民間会社が手を引いていくという事例が過去に幾つもありました。これは私も調べたんですよ。それで、民間の競争入札を活用してこそサービスの向上や適正価格というものは維持できるものであるというふうに思っております。そのような点では、これは最もふさわしくない事案ではないのかなと私は思いますし、民間委託に対する環境がいまだに十分に整っていないというふうに思っています。そのことをどうい

ふうに思われるかご所見をお願いいたします。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 議員御指摘のとおり、1者しか応募してこないというような結果になっていることは、確かに競争が発生しないということではいかなものかというふうに思います。そうなるとその業務自身、あるいは設計資料をそのままに見直しなり競争を生むようなそういった工夫なり、しっかりと考えていく必要があるのではないかと思います。

○議長（辻泰久君） 2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） 次に行かざるを得ませんので次に行きますが、宮沢清掃センターの契約更新のことについてであります。まず1回目の入札、2回目の入札は2者が参加をしたと。3回目は1者のみであったということで、これで入札をしたことになるか、成立したことになぜなるのかということが私は大変疑問なわけであります。また、宮沢清掃センターの民間委託報告書では人件費の報告だけが平成27年以降はクリーンぼ〜と事務局というものを含めて記載がしてあるので、これ非常に分かりづらいのですよ。つまり、運営費がどうなったかということがはっきりしにくい。それで、委託前年の平成25年と平成26年だけを比較してみますと2,200万円になっているのですよ。答弁では確か1,200万円減額したという話だったのですが、宮沢清掃センターを民間委託した時のエコぼ〜となどに当然人事というのはそこが要らなくなるわけですからどこかへ振り分けなきゃいけないわけですよ、そうでしょ。これは宮沢清掃センターに民間が入ってくる、そこにいた職員は要らなくなる。そうするとエコぼ〜とかどこかへ人事異動させているわけでしょう。そのことの人件費というのは広域圏全体の人件費が高くなっているわけではないかという見方ができるのです。それで、もしそうだとするとこれは成果と言えるのか。また、もう一つはですね、ちょっと聞いたことではあの火災以降、夜間勤務体制が敷かれる、宮沢清掃センターにおいてですよ。それで、それが決算書を見るとどの部分にそのやつが該当するのか、人件費として掲載されているのか、これが分からない。ちょっと教えてください。これは理事長でなくていいのですよ。理事長はこういう細かいことは多分分からないと思いますので分かる人でいいですから、理事長分かれれば理事長ですが。

○議長（辻泰久君） 宮沢清掃センター所長 立野君。

○宮沢清掃センター所長（立野宏君） 宮沢清掃センターの夜間管理業務でございますが、

こちらにつきましては火災発生以降、特にビニプラの週にビニプラ類が仮ストックヤードに残るような状態のときには単価契約をいたしまして、泊まっていただくような形で進めております。

○議長（辻泰久君） 2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） 回答になっていない。どこに掲載されているかを聞いているのですよ。

○議長（辻泰久君） 立野所長。

○宮沢清掃センター所長（立野宏君） すみませんでした。これは決算書の中では委託業務の中で金額の方、計上しております、たまたま委託業務等と併せて計上している関係で夜間管理業務だけでは確か上げていなかったと思っております。

○議長（辻泰久君） 数字出ますか、立野所長。

○宮沢清掃センター所長（立野宏君） すみません、後ほど提出したいと思います。

○議長（辻泰久君） 2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） これは細目の中を見ても出てきません。調べました。多分どこかに流用は許されているのですよ。このことを言わないのだけでも、例えばどこかで残額が出るとか、あるいはそれを運用させてもらったとか、こっちへ充てたと、これは地方自治法でできることになっておりますので、ああだこうだ言っているわけではないのですよ。ただ、人件費の明細がはっきりしないということなのです。いいですか、どれだけかかって、どれだけ人件費が上がってというのが分からない。逆に言うと、どれだけ安くなっているのか分からない。それ以上は言いません。いいですから、次へ行きます。それで、次の職員採用と再任用のことについて御質問させていただきます。再任用は義務かと、また、雇用側の都合でどうにでもなるものなのかという疑問が実はあります。それで、基本的には条例において、健康で、本人が希望すれば再任用は認められることになっているということで確認をさせていただきたいと思っております。それで私は既に退職した人とも面談をいたしました。それで、その経過についていろいろ聞いてきました。その方が言われるには再任用の話すらなかったと。書面にも残っていないはず。書面も見ることがありませんという回答であります。また、広域圏側から聞いてこないの自分から申し出たら、予算の計上を忘れたため駄目だと言われた、ということをおっしゃいました。これらは、私から言わせれば言語道断であります。庶民の生活に関わる問題。民間委託ありきで再任用を安易に考えていたのではないかとこのことをまず思います。こ

れから少しずつ、現場職員である運転業務従事者を採用しながら再任用者の雇用を進めて、場合によっては定年延長も叫ばれております今日でありますから、再任用者の雇用延長ということも考えればどうなるのかということ进行を思います。これについて、理事長どう思われますか。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 今の議員御指摘のとおり、職員の再任用、あるいは定年の延長、新しいその働き方が今変わってまいります。そういう意味で、まずは再任用職員の再任用の希望に対するその姿勢とすれば、先ほども御答弁を申し上げましたけれども、しっかり職員の意向を聞いて対応をしたいと思いますし、今後の施設運営にあたって、先ほどお答えしたとおり、経費面そして、持続的な安定した施設の運営がどういう体制であればやっていけるのかというふうなことを職員の雇用体制を含めてしっかりと考えていく必要があると思います。

○議長（辻泰久君） 2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） ちょっとやわしい言い方をしました。本位ではありません私は。ただし、まず雇用を守るというのは最低のことですよ。生活を守ってあげなければいけないですよ。そのことで公的な機関がそれをしないということであつたりすると、先ほどは希望者がいなかったといった答弁でしたけれども、全く違いますよ。私は本人と面談しているので、嘘でもなんでもない。まして、希望を書く様式があるのですか。答弁願います。

○議長（辻泰久君） 森田総務課長。

○総務課長（森田薫君） 石倉議員の御質問の再任用の希望の様式につきましては例年、毎年ですね5月に本人さんに希望があるかないかを書式で出してもらっております。これは間違いございません

○議長（辻泰久君） 2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） 書面というものはあるのですか、様式。作ってありますか。

○議長（辻泰久君） 森田総務課長。

○総務課長（森田薫君） はい。今年の4月か5月かちょっと忘れましたがけれども、希望者、今の再任用者に確認して出してもらっております。

○議長（辻泰久君） 2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） では次に行きます。あると言うならあるでいいのですが、最後の再

任用者を雇用した場合と民間委託の場合、委託料がどうなるのかと。これは、この質問とはですね、再任用者雇用と新規採用者で実施する場合と民間委託をした場合の委託料の違いを聞いているのですよ。それで、具体的な答弁は全くありませんでした。それで、現時点ではこの人員不足とか民間委託が安いとかそのような根拠というのは示されていない。どれだけの差額が出るのか、いくらかかるのか、これは分かっていません。私に言わせれば、なぜそんなに再任用を妨げてまで希望がいなかったと、本人は希望しなかったと言っているのです。おりたかったと言っているのです。それで民間委託を推進しなければならないのかと、経験豊富な再任用者とその新規採用の職員を組み合わせる職員採用をしていけばどうか。金額の高い人がどんどんいなくなっていけばそんなに高くなるわけがない。再任用者はまともな給料ではないのですよ、そうでしょう。それを組み合わせたらどうなるのですか、試算したのか、何でもありきでは駄目だこれは。まして、慣れていない現場で火災も発生したり、いろいろ事故も起きている。これを慣れた人たちにやらせたらどうなる、そういうことの検証がまだ足りないとは私は思っている。理事長何かありますか。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 再任用職員を活用した場合と委託をした場合の差額の話については具体的な数字はすみません、把握をしておりますが、条件によって変わるものだろうと思っております。今、事務局の方で比較をしたものがあるので、事務局の方に答えさせてよろしいでしょうか。

○議長（辻泰久君） 2番 石倉彰君。

○議員（石倉彰君） 簡単に直ぐに出せと言っても出ませんのでいいです。いいですけど、そういう趣旨の問題を抱えていながらちょっと暴走気味ではないかというのが私の言いたいことなのです。だから、もうちょっと根拠をきちんと定めて、例えば宮沢清掃センターの検証にしても甘いと言わざるを得ないと私は思います。このことを申し上げて質問を終わります。

○議長（辻泰久君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 質疑なしと認めます。

これもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

### 「議案第5号」

○議長（辻泰久君） 日程第8 議案第5号について、議題といたします。

（12番 加藤好進君 退場）

○議長（辻泰久君） 本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認め、採決いたします。

新川広域圏事務組合監査委員に、朝日町宮崎1234番地 加藤好進君を選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、同意と決しました。

（12番 加藤好進君 入場）

### 「議案の常任委員会付託」

○議長（辻泰久君） ただいま議題となっております議案第4号については、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午後0時17分 再開

### 「各常任委員会委員長報告」

○議長（辻泰久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第4号を議題とし、総務広域常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務広域常任委員会委員長 10番 松澤孝浩君。

○総務広域常任委員会委員長（松澤孝浩君） それでは、総務広域常任委員長の松澤でございますが、審査結果を御報告申し上げます。本定例会に付託された案件は議案第4号であります。委員会を開催し、慎重に審査しました結果、全会一致にて可決をいたしました。なお、その際に出された意見等について申し上げます。先ほどから石倉議員の一般質問等でありましたとおりでありまして、皆様方もその内容をお聞きのことと思いま

す。理事長からの答弁にもありましたとおり、民間委託は避けては通れない行政課題、行革の1つであることはここにおいでの方々が1番よく御存知のことと思います。その中には民間における競争の原理や行政サービスの向上、そしてまた安心安全な運営を求めるものが本来の民間委託に課された大きな課題であり、行政がそれをしっかりと監視するという役も引き受けているというふうに思います。その中で、出された中に再任用についての大きな課題があるというふうに思います。国内においては労働力不足などが盛んに叫ばれる中、国においても、この労働力の確保というところで再任用の延長ということも盛んに議論がされているわけでありますが、先がまだ結果が出ていない状況の中で今後どのようにこの民間委託と現職員の待遇、そしてまた今後の再任用についてはどのような整合性を取っていくかというのは、理事長を始め皆様方に大きな責任があると思います。その中で、長い間勤務してきたこの経験を遺憾なく発揮していただけるための職場環境の改善や今後の民間運営についても大きな課題というふうに捉えていただき、精査させていただきたいというふうに思います。

あと、もう一点であります。平成30年度にこの民間委託によって400万円の経費が削減できたという当局からの報告でありました。全員協議会でも出たとおり、このメリット、デメリットについてはかなりの議論があったわけであります。特に、石倉議員からあつたとおり、民間に委託した後、民間から競争入札等が成り立たない場合に直営に戻すことが非常に難しい中でも、理事長はできると言う中で、本来は競争の入札の制度の中でいう削減がこの400万円だったと私は認識するものであります。その中で、今後このメリット、デメリットというのは大きな問題であり、これを確実に精査した中で、今後の民間運営はどうあるべきかというものが一番心配するものであります。特に宮沢清掃センターで起きた大規模火災についてはいろいろな議論があったわけでありますから、そういう中でサービスが低下しなかったということは大きな効果だったのかなというふうに思いますが、その中で今後、各広域圏の施設内で安全な労働環境が保たれることを切にお願いを申し上げまして委員長報告とさせていただきます。

## 「質 疑」

○議長（辻泰久君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、質疑を終わります。

#### 「討 論」

○議長（辻泰久君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 討論がないようであります。討論を終わります。

#### 「採 決」

○議長（辻泰久君） これより採決を行います。

総務広域常任委員会委員長の報告は、議案第4号を原案どおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案一件について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの議案一件は原案どおり可決されました。

#### 「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（辻泰久君） 日程第10 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上で日程はすべて終了し、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきまし

たことに対し、本席から厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、平成30年新川広域圏事務組合議会12月定例会を閉会いたします。

午後0時24分 閉会